

様式第 2 号の 1－②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 1－①を用いること。

学校名	吉田学園公務員法科専門学校
設置者名	学校法人 吉田学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
専門課程	公務員学科	夜・通信	－	7 (160 時間)	○
	公務員学科（1 年制）	夜・通信	－	4	○
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名	公務員学科、公務員学科（1 年制）
(困難である理由) 公務員試験突破を目的とした学科であり、試験に合格する上で高卒程度の科目学習強化が求められ、実務経験授業は馴染まず、各科目の教授経験が重要となるため。	

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	吉田学園公務員法科専門学校
設置者名	学校法人 吉田学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学校法人吉田学園ホームページ https://yoshida-g.gr.jp/johokokai/

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	株式会社 取締役会長	令和7年6月10日から 令和9年度の 定時評議員会 終結まで	経営企画及び管理
非常勤	株式会社 代表取締役 会長	令和7年6月10日から 令和9年度の 定時評議員会 終結まで	学外者からの視点 による運営体制等 のチェック機能
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	吉田学園公務員法科専門学校
設置者名	学校法人 吉田学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業計画(シラバス)の作成においては、本学学則及び教務内規に則り、まずは12月から2月にかけて「学科会議」及び「教育課程編成委員会」にて協議し、その後最終決議として、3月上旬の学校運営管理者による「学校運営会議」において協議が行われ、校長決済を仰ぎ確定する。 4月、当該年度の学生は、担任教員より授業計画(シラバス)の公開場所を説明し内容を確認する。また各科目担当教員より科目の到達目標、成績評価方法についての説明を実施しその内容を公表している。	
授業計画書の公表方法	https://yoshida-g.ac.jp/disclosure/koumuinhouka/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 授業計画表(シラバス)に評価方法、基準を科目ごと明記して、評価試験、レポート、小テスト、提出物、その他(授業態度等)にて適正に評価を行う。 1年生の各科目担当教員における成績の評価は100点満点とし、点数によりS～Dに分類、うちS～Cを合格とし履修を認定する。2年生の各科目担当教員における成績の評価は100点満点とし、点数によりA～Dに分類、うちA～Cを合格とし履修を認定する。 評価方法は定期試験、課題並びに学習活動等を総合的に勘案して行う。 「学則」および「学則施行細則(教務内規)」に則り、以下、所定の時期に実施される各種判定会議において、学修成果を厳格かつ適正に評価し、校長の決裁で履修を認定する。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績管理システムを活用し、学科及び学年ごとの成績を100点満点で点数化したものを基に人数分布表を作成し学生へ提示することで、自身の相対的な位置を把握し、学習意欲の高揚を促す対応を行う。また、成績一覧表(個人の各科目における評点の合計を履修科目で平均化)で成績分布が明確にわかる用にグラフ化している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://yoshida-g.ac.jp/disclosure/koumuinhouka/

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 学則の他、卒業認定方針について定めた「学則施行細則(教務内規)」を学内全職員が参加する職員会議にて作成・承認される。学則と共に学生便覧へ明記し入学時に学生へ配布、提示する。 卒業の認定については、3月上旬に実施される後期成績会議及び卒業判定会議において、学修成果を厳格かつ適正に評価し履修を認定したうえで、以下を満たした場合に校長が卒業の認定または課程の修了の決裁をする。 ・授業料等の納入金が全納入されること ・各学科における所定の授業時間数を履修し、当該課程を修了したとき	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://yoshida-g.ac.jp/disclosure/koumuinhouka/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	吉田学園公務員法科専門学校
設置者名	学校法人 吉田学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://yoshida-g.gr.jp/johokokai/
収支計算書又は損益計算書	https://yoshida-g.gr.jp/johokokai/
財産目録	https://yoshida-g.gr.jp/johokokai/
事業報告書	https://yoshida-g.gr.jp/johokokai/
監事による監査報告（書）	https://yoshida-g.gr.jp/johokokai/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士		
文化・教養		専門課程	公務員学科		○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総単位数	開設している授業の種類						
			講義		演習	実習	実験	実技	
2 年	昼間	111 単位 (1, 890 時間)	132 (1, 815)		7 (315)				
			139 単位 (2, 130 時間)						
学生総定員数		学生実員	うち留学生数		専任教員数		兼任教員数		総教員数
148 人		125 人	0 人		4 人		9 人		13 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要） 各科目担当者より授業目的、到達目標、使用テキスト、評価方法と基準、回数ごとの履修主題と内容を記載した授業計画（シラバス）案の提出を受け、学科会議にて認定を行う。 認定後に作成した授業計画（シラバス）と成績評価までの流れが理解できる履修のプロセスフローを学生に入学時に配布し公表する。
成績評価の基準・方法
（概要） 授業計画（シラバス）に科目ごと評価方法、基準が明記されており、評価試験、レポート、小テスト、提出物、その他（授業態度等）にて適正に評価を行う。 1年生の各科目担当教員における成績の評価は100点満点とし、点数によりS～Dに分類、うちS～Cを合格とし履修を認定する。2年生の各科目担当教員における成績の評価は100点満点とし、点数によりA～Dに分類、うちA～Cを合格とし履修を認定する。 評価方法は定期試験、課題並びに学習活動等を総合的に勘案して行う。

卒業・進級の認定基準
(概要) 卒業認定は、教育課程の定めるところにより、修業年限以上在学し、教育指導計画に従って授業科目を履修し、その成果が満足できると認められた時には、後期成績判定会議及び卒業判定会議を経て各課程の卒業を認定する。 進級認定は、残りの修業年限で卒業できる可能性がない場合のみ原級留置とする。 教育課程については、学則(学生便覧に掲載)に公表している。
学修支援等
(概要) クラス担任制をとり早期段階で注意喚起、面接指導を実施。必要に応じ、保護者との三者面談を通し学習意欲の向上を促す。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
75 人 (100%)	0 人 (%)	71 人 (94.7%)	4 人 (5.3%)
(主な就職、業界等) 北海道職員、市町村職員、北海道警察、学校事務、税務職員、北海道開発局、消防職員、防衛省職員 等			
(就職指導内容) 公務員一次試験及び二次試験の突破を目的とした教育課程を編成している。 また、面接試験対策や社会人としての心構えについて、企業との連携も含め総合実践演習を行っている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 公務員試験 1 次合格			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
148 人	11 人	7.4%
(中途退学の主な理由) 公務員中途採用、進路変更、就職、病気・けが、除籍		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・学業不振者 科目不認定になる可能性が高い者には補填授業等を行い、不認定者を増加させない取り組みをしている。		

・その他

クラス担任等が細目に学生個々人に目を配り、生活の変化があった場合にはすぐに個別面談等を行う等、怠惰な学生を減少させる取り組みをしている。

オンライン健康相談サービスを実施し、心理士や精神科医が学生の悩みに対する対応を図っている。

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
文化・教養		専門課程	公務員学科（1年制）					
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
1年	昼間	53単位 (855時間)	55 (825)	12 (180)				
			67単位（1,005時間）					
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
37人		18人	0人	2人	6人	8人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

各科目担当者より授業目的、到達目標、使用テキスト、評価方法と基準、回数ごとの履修主題と内容を記載した授業計画（シラバス）案の提出を受け、学科会議にて認定を行う。

認定後に作成した授業計画（シラバス）と成績評価までの流れが理解できる履修のプロセスフローを学生に入学時に配布し公表する。

成績評価の基準・方法

（概要）

授業計画（シラバス）に科目ごと評価方法、基準が明記されており、評価試験、レポート、小テスト、提出物、その他（授業態度等）にて適正に評価を行う。

各科目担当教員における成績の評価は100点満点とし、点数によりS～Dに分類、うちS～Cを合格とし履修を認定する。

評価方法は定期試験、課題並びに学習活動等を総合的に勘案して行う。

卒業・進級の認定基準

（概要）

卒業認定は、教育課程の定めるところにより、修業年限以上在学し、教育指導計画に従って授業科目を履修し、その成果が満足できると認められた時には、後期成績判定会議及び卒業判定会議を経て各課程の卒業を認定する。

教育課程については、学則(学生便覧に掲載)に公表している。

学修支援等

（概要）

授業内での取組、定期的な個別面談の実施等を総合的に勘案し、放課後等勉強会や別途上長面談を実施し、よりよい学校生活となるよう支援している。

精神的な悩みや相談については、専門家によるオンライン健康相談サービスを実施し、学生の相談支援環境を整えている。またクラス担任が学生個々の状況把握を行い、適宜・または生活の変化があった場合等にはすぐに個別面談を実施し、また保護者と連絡を取り合いながら対応を行い、学生の目的達成に努めている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
25 人 （100%）	0 人 （0 %）	24 人 （96%）	1 人 （4 %）
（主な就職、業界等） 市町村職員、北海道警察、北海道職員、労働局、検察庁、消防職員、刑務官等			
（就職指導内容） 公務員一次試験突破を目的とした教育課程を編成し、面接試験対策、および社会人としての心構えについても企業との連携も含め総合演習にて行っている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 公務員試験 1 次合格			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
15 人	0 人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・学業不振者 科目不認定になる可能性が高い者には補填授業等を行い、不認定者を増加させない取り組みをしている。 ・その他 クラス担任等が細目に学生個々人に目を配り、生活の変化があった場合にはすぐに個別面談等を行う等、怠惰な学生を減少させる取り組みをしている。 - オンライン健康相談サービスを実施し、心理士や精神科医が学生の悩みに対する対応を図っている。		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
公務員学科	100,000 円	700,000 円	175,000 円	その他：入学検定料、 教育充実費
公務員学科（1 年制）	100,000 円	650,000 円	175,000 円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://yoshida-g.ac.jp/disclosure/koumuinhouka/		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
学校関係者評価委員会は、卒業生、保護者、地域住民、企業関係者、高等学校関係者、その他教育に関する有識者 3 名以上により構成する。当該委員会は原則次の事項について意見・評価を行い、当該委員会においての意見・評価については、自己点検・評価の結果と共に真摯に受け止め、委員会終了後、学校（校長）は必要な改善に努め、学校運営や教育実践力等の向上を図ることを基本方針とする。 (1)教育理念・目標 (2)学校運営 (3)教育活動 (4)学修成果 (5)学生支援 (6)教育環境 (7)学生の受け入れ募集 (8)財務 (9)法令等の遵守 (10)社会貢献・地域貢献 (11)国際交流		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
札幌狸小路商店街振興組合 理事長	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日	地域関係者
石狩湾新港管理組合総務部管理グループ（石狩市職員）	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日	企業等・卒業生
札幌市豊平区役所保健福祉課福祉支援二係	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日	卒業生

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://yoshida-g.ac.jp/disclosure/koumuinhouka/
(備考)
第三者評価が未実施 学校関係者評価結果につきましては、本学園規程により、原則、自己点検・評価終了後3ヶ月以内に開催することになっており、今年度は8月の開催を予定しているため、現在公開されているものが最新となる。

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://yoshida-g.ac.jp/disclosure/koumuinhouka/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H101310100432
学校名 (〇〇大学 等)	吉田学園公務員法科専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人吉田学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		50人（ 25 ）人	48人（ 24 ）人	47人（ 24 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	12人	13人	
	(うち多子世帯)	(- 人)	(- 人)	
	第Ⅱ区分	11人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(- 人)	
	第Ⅲ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(- 人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	12人	11人	
	区分外（多子世帯）	11人	12人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				47人（ 24 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	0人	- 人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	- 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	- 人
3月以上の停学	0人
年間計	- 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	0人	- 人
G P A等が下位4分の1	0人	0人	12人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	14人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。